

対ロシア制裁のリスクと 対応の必要性

2025年2月
経済産業省
貿易管理部 貿易管理課

目次

1. ロシア制裁の概要
2. ロシア制裁を巡るリスク
3. 迂回輸出に注意が必要
4. 輸出者の皆様に注意いただきたい点

目次

1. ロシア制裁の概要

2. ロシア制裁を巡るリスク

3. 迂回輸出に注意が必要

4. 輸出者の皆様に注意いただきたい点

対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施。

輸出等禁止措置

軍事転用可能な品目の輸出禁止

- (1) 国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む）
※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術
- (2) 軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一部ベラルーシ含む）
※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等
- (3) 化学・生物兵器関連物品等
※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

産業基盤関連品目輸出禁止

- (4) 先端的な物品等
※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術
- (5) 産業基盤強化に資する物品
※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車、自動車用エンジンオイル、特殊車両等のエンジン及び部品等
- (6) 石油精製用の装置等

ぜいたく品輸出禁止

- (7) 奢侈品（しゃし品）
※対象品目：酒類、宝飾品等

軍事関連団体向け輸出禁止

- (8) ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体（軍事関連団体等）
 - ロシア：559団体
 - ベラルーシ：27団体
 - 第3国：48団体
UAE3団体、アルメニア1団体、中国25団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ8団体、ウズベキスタン3団体

輸入等禁止措置

- (9) 一部物品
※対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地又は原産地とする場合）

輸出入禁止措置

- (10) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

制裁対象品目かどうかチェック

- (1) 経産省のウェブサイトで制裁対象の品目、個人・団体を確認可能。
- (2) CISTECも、エクセル表を作成しており、便利に活用できる。

1. 経産省のロシア制裁のウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/17_russia/russia.html

2. CISTECのロシア制裁のウェブサイト

<https://www.cistec.or.jp/service/russia.html>

【参考】

輸出令別表第2の3の整理

1号	別表1のリスト品
1の2号	大量破壊兵器関連
2号	通常兵器関連
2の2号	産業基盤関連
3号	奢侈品

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。

ロシア向けの貨物



特定団体（軍事関連団体）向けの貨物（※1）



輸出承認対象（不承認（※3、※4））



輸出貿易管理令別表第2の3の貨物（※2）



輸出承認対象（不承認（※3、※4））



輸出承認申請不要（※5）

- （※1） 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- （※2） 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピュータ、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）、化学兵器関連等物品（化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置）
- （※3） 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- （※4） 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- （※5） 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

（注意） 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

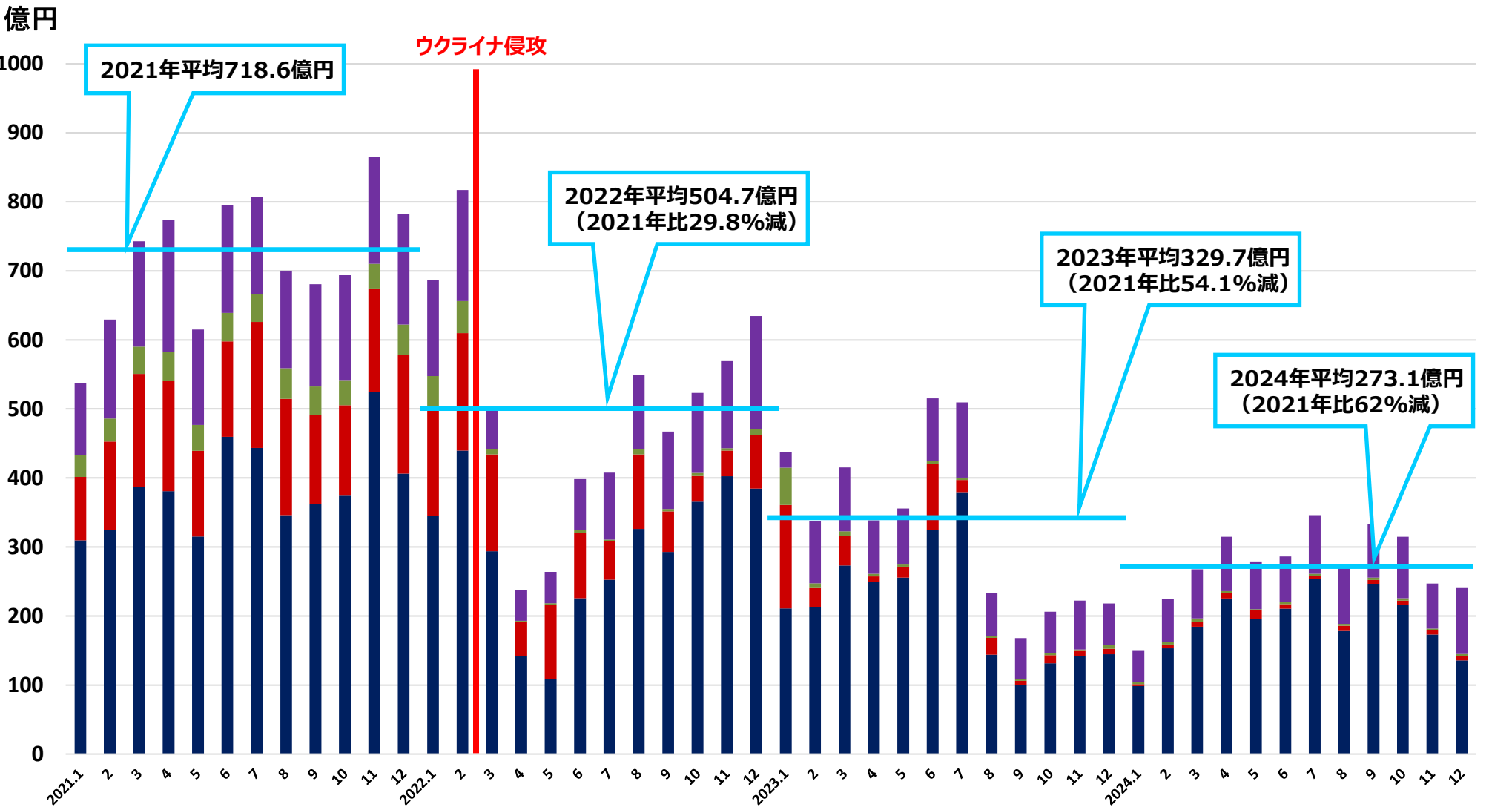
米国・EU・日本のロシア制裁輸出禁止団体指定状況（2025月1月10日時点）

	ロシア	ベラルーシ	中国 (香港含む)	イラン	米国・EU共通指定国	米国又はEUによる単独指定国
					シリア・アルメニア・UAE ・ウズベキスタン・カザフスタン ・シンガポール・トルコ・インド・キルギス	
米国 (商務省) ※	790団体	29団体	127団体	18団体	シリア 1団体 アルメニア 4団体 UAE 9団体 ウズベキスタン 4団体 カザフスタン 2団体 シンガポール 1団体 トルコ 41団体 インド 10団体 キルギス 3団体	キプロス 5団体 英国・エストニア・フィンランド 各4団体 マルタ・ベルギー・スペイン・カナダ 各3団体 ドイツベトナム・スイス・マレーシア 各2団体 韓国・台湾・フランス・ラトビア・エジプト・スロバキア・ルクセンブルク・ニュージーランド・ベリーズ・オランダ 各1団体
EU	658団体	25団体	33団体	9団体	シリア 1団体 アルメニア 1団体 UAE 4団体 ウズベキスタン 3団体 カザフスタン 2団体 シンガポール 1団体 トルコ 10団体 インド 3団体 キルギス 2団体	セルビア 3団体 タイ・スリランカ 各1団体
日本	559団体	27団体	25団体		シリア 1団体 アルメニア 1団体 UAE 3団体 ウズベキスタン 3団体 カザフスタン 2団体 トルコ 8団体 インド 1団体 キルギス 2団体	タイ 1団体

制裁対象には、
西側先進国の団体も！

ロシアへの輸出額の推移（2021年以降）

ロシアへの輸出



凡例

■ 輸送用機器（乗用車、バス、トラック等）	■ 一般機械（建機等）	■ ゴム製品	■ その他
-----------------------	-------------	--------	-------

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認の例外

○輸出の承認

原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. **人道支援**の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. **最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出**
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英、韓国、ノルウェー、スイス、アイスランド

目次

1. ロシア制裁の概要

2. ロシア制裁を巡るリスク

3. 迂回輸出に注意が必要

4. 輸出者の皆様に注意いただきたい点

最近の報道

- ロシアによる侵略が続く中で、欧米政府による厳しい視線もある。
- 企業名も含めて詳細に報道されるケースも。

ロシア制裁に関連する報道や報告書の見出しの例

- (1) **日本の半導体もロシアへ流入** 第三国経由、規制及ばず (2023/6/18 日経新聞)
- (2) ロシア、日本から迂回調達 中国経由 **戦車関連の部品**
(2024/2/24 日経新聞)
- (3) **戦争機械** ～ ロシア精密**工作機械**工場を支えるネットワーク ～
(2024/6/18 C4ADS (米国シンクタンク))
- (4) サハリンや北方四島の**日本車、ロシア軍に提供** 戦地ウクライナへ
(2024/7/13 北海道新聞)
- (5) **ロシア制裁品を不正輸出** 大阪の貿易会社代表に**有罪判決**
(2024/10/31 日経新聞)
- (6) **禁輸の日独車、ロシアに** 制裁包囲網に抜け穴 トヨタ「ランクル」など、周辺国から
(2024/12/16 日経新聞)

最近の違反事例（報道）

- 刑事罰の可能性も。経産省も事後審査を実施し、行政制裁の可能性も。
- 企業は、事後審査への対応、再発防止策の策定、改善状況のフォローも必要。

ロシア制裁品を不正輸出 大阪の貿易会社代表に有罪判決

（2024年10月31日 日経新聞）

軍事転用の恐れのある水上バイクなどをロシアに不正輸出したとして、外為法違反（無承認輸出）などの罪に問われたロシア国籍の貿易会社代表、ソワ・アンドレイ被告（39）に対し、大阪地裁は31日、懲役3年、執行猶予4年（求刑懲役3年6月）の有罪判決を言い渡した。

被告が代表を務める貿易会社「アストレード」（大阪市）には求刑通り罰金500万円とした。

中井太郎裁判官は判決理由で、「ロシアとウクライナの紛争で実施されたロシア向け輸出規制という日本の施策を軽視し、税関手続きの適正を損なった悪質な犯行」と指摘。「従業員を守るためや取引先に迷惑をかけないためといった動機は犯行を正当化するものとはいえない」とした。

一方、事実を認めて反省していることなどを踏まえ、執行猶予付き判決とした。

判決などによると、被告は2023年1月、経済産業相の承認を得ずに、取引の規制対象に指定される水上バイクや船舶エンジン、中古バイクなど計27点（約4200万円相当）の最終仕向け地を韓国・釜山と大阪税関に虚偽申告し、ロシアに輸出した。

米政府（商務省、財務省、司法省）の注意喚起

- 2024年3月、米政府は、米国外の個人・企業を対象に、経済制裁や輸出管理について注意喚起文書を発表。米国外の企業に巨額の罰金を課した事例も。

米政府のコンプライアンス・ノート（2024年3月6日発表）

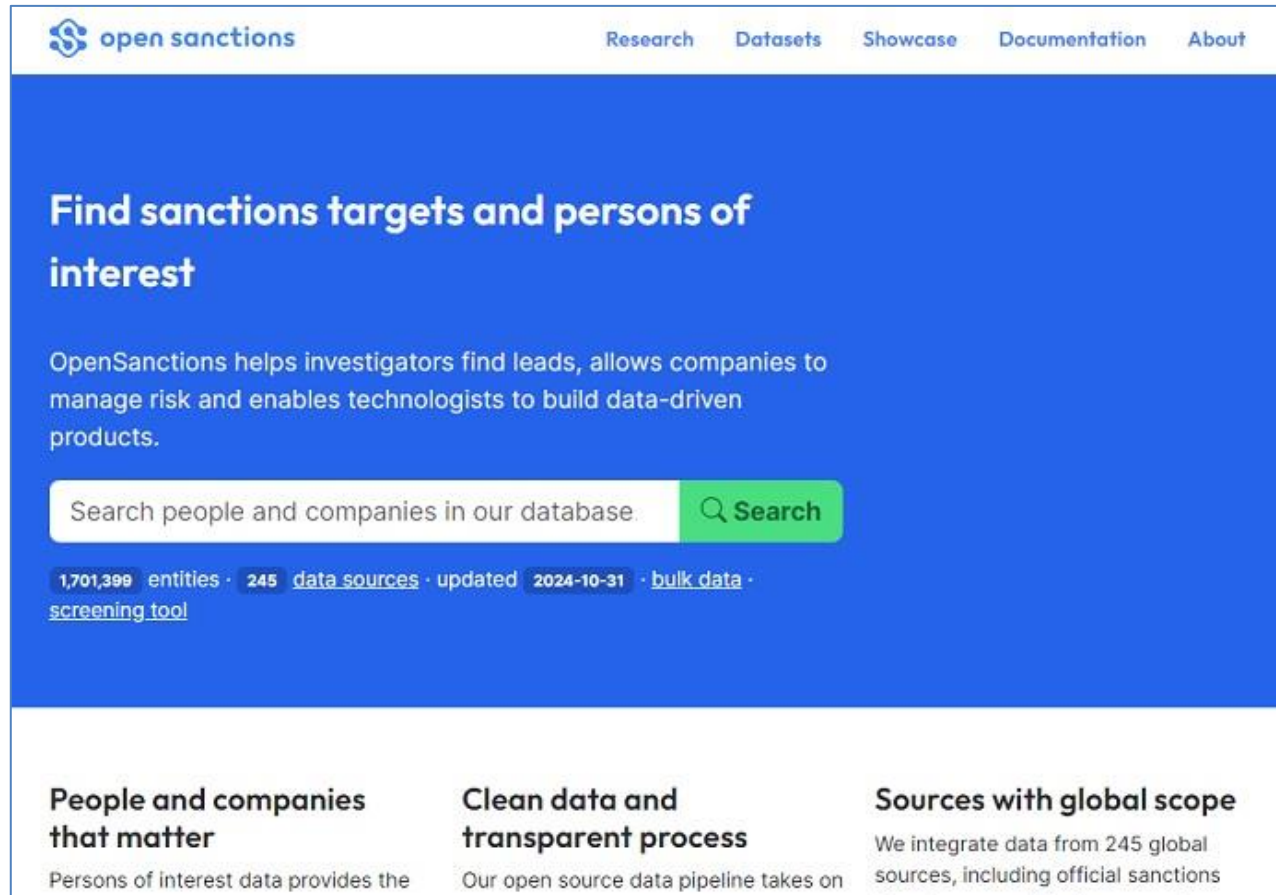
<https://www.justice.gov/opa/media/1341411/dl?inline>

【抜粋（仮訳）】

- （1）米国人だけでなく、米国の法に違反して制裁を受けた国・地域や人物と関わり続ける米国以外の企業も法的なリスクにさらされる可能性がある。
- （2）非米国人も、特定のOFAC禁止事項の対象となる。例えば、非米国人は、米国人が故意又は無意識に米国の制裁に違反することを引き起こしたり、そのようにさせることを共謀したりすることや、米国の制裁を回避する行為に関与することが禁止されている。
- （3）2023年4月20日、米国商務省は、カリフォルニア州フリーモントのシーゲイトUS及びシンガポールのシーゲイト・シンガポールに対し（略）3億ドル（約450億円）の罰金を課した。

取引先が制裁対象企業かどうかチェックすることが第一歩

- オープン・サンクションのウェブサイト <https://www.opensanctions.org/>



- 参考になる貿易関係のウェブサイト
<https://www.volza.com/>
<https://www.trademo.com/>

目次

1. ロシア制裁の概要

2. ロシア制裁を巡るリスク

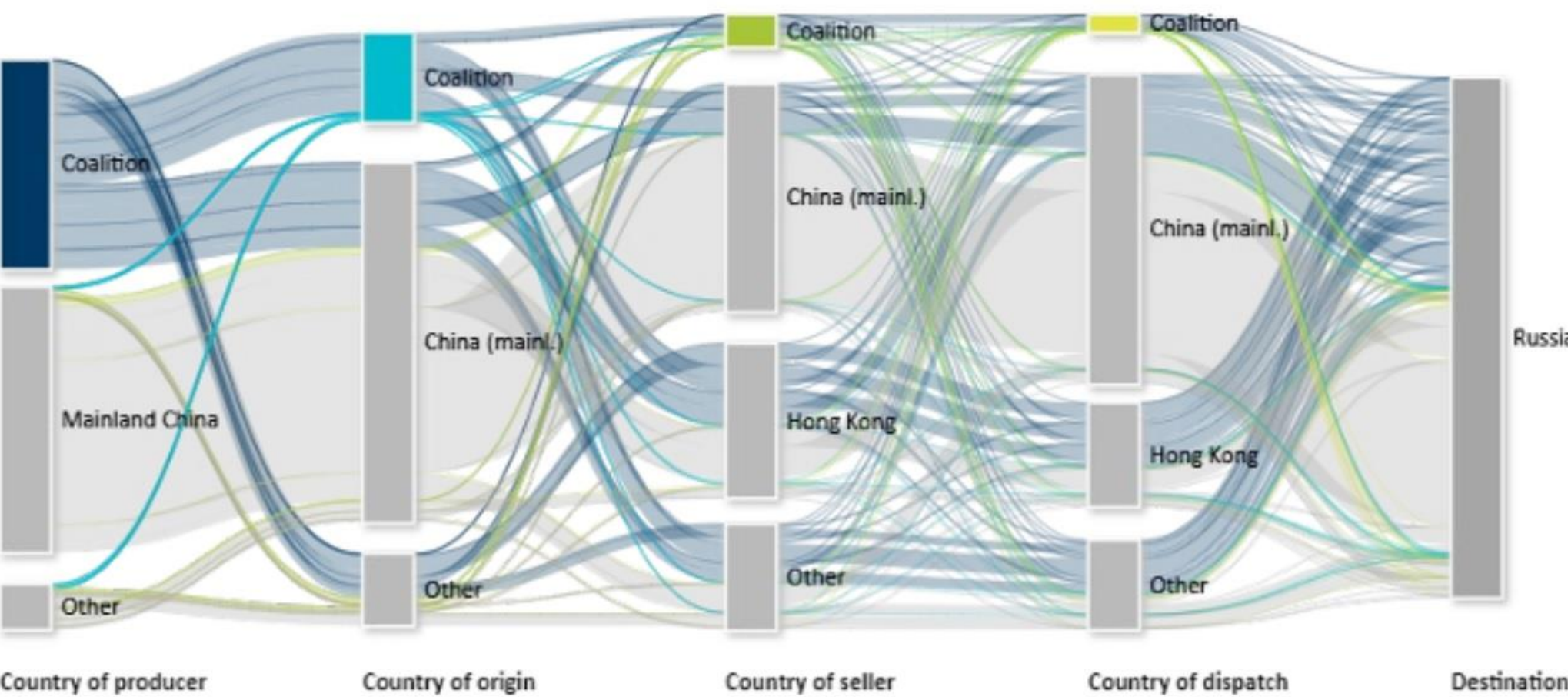
3. 迂回輸出に注意が必要

4. 輸出者の皆様に注意いただきたい点

主要各国は、重要貨物の迂回輸出を調査している

- 主要国政府は、国際取引を注意深くフォローアップしている。
- ウクライナのシンクタンクによれば、西側主要国から、中国、香港、その他の国を通じてロシアに迂回輸出されている。

2023年のロシアへの「戦場貨物（battlefield goods）」の流れ



Common High Priority Items List (2023年10月20日公表、2024年2月22日更新)

- ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等の**優先品目リスト** (Common High Priority Items List)を日米英EUがそれぞれ公表。
- 計50品目 (HSコード6桁) から構成され、重要度に応じてTier1～Tier4の4つに区分。(50品目全てロシア向け輸出禁止対象に指定済。)
- これら50品目を含めたロシア向け輸出禁止品目について、**ロシア以外の国・地域に向けて輸出する場合であっても**、「Common High Priority Items 等の輸出に際して注意を要する例」(次ページ)等を参考に、最終需要者等をよく確認するよう注意喚起を実施。

	Common High Priority Items	HS コード
Tier 1 (計4品目)	集積回路等の電子部品	8542.31, 8542.32, 8542.33, 8542.39
Tier 2 (計5品目)	通信用途に使用される機器	8517.62, 8526.91, 8532.21, 8532.24, 8548.00
Tier 3.A (計16品目)	ダイオード、トランジスター、デジタルカメラ等の電子機器	8471.50, 8504.40, 8517.69, 8525.89, 8529.10, 8529.90, 8536.69, 8536.90, 8541.10, 8541.21, 8541.29, 8541.30, 8541.49, 8541.51, 8541.59, 8541.60
Tier 3.B (計9品目)	機械部品や光学機器など	8482.10, 8482.20, 8482.30, 8482.50, 8807.30, 9013.10, 9013.80, 9014.20, 9014.80
Tier 4.A (計11品目)	半導体等の電子部品の設計・製造等に使用される品目	8471.80, 8486.10, 8486.20, 8486.40, 8534.00, 8543.20, 9027.50, 9030.20, 9030.32, 9030.39, 9030.82
Tier 4.B (計5品目)	数値制御式工作機械関連品目	8457.10, 8458.11, 8458.91, 8459.61, 8466.93

Common High Priority Items 等の輸出に際して注意を要する例

- ① 貨物の用途と需要者の事業内容が一致しない。
- ② 輸出予定先の企業に対して、輸出予定品目に関する最終用途を質問しても、明確な又は合理的な回答が得られない。
- ③ 最終仕向先が運送業者となっている、又は、最終需要者が決まっていない。
- ④ 輸出予定先の企業がロシアに支店等を持っている、又は、（HP 等により）ロシア企業と取引している事実が確認できる。
- ⑤ 輸出予定先の企業が米国・英国・欧州連合の制裁対象となっている。
- ⑥ 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に初めて引き合いがあった。
- ⑦ 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に注文数量が著しく増加した。
- ⑧ 注文数量が、需要者の事業規模に比べて過剰に多量の要求 となっている。
- ⑨ 輸出予定品目の仕向地までの輸送ルートが不明瞭である、又は、ロシアを經由して輸送するよう計画されている。
- ⑩ 輸出予定品目について、市場価格に比して高額で又は通常よりも好条件（全額前払い等）で取得しようとしている。
- ⑪ 輸出予定品目の納期日が通常に比して極端に短い。

G 7 産業界向けガイダンス（レッドフラグ指標）

以下の指標を使って、ロシア制裁を回避しようとする顧客の活動をチェックすることを推奨。

- ① 2022年2月24日以降又はその後の制裁の変更後の事業活動に突然の変化がある。
- ② 虚偽、不正確、又は不足している文書を扱っている。
- ③ ダミー会社を使う、運送業者をユーザーとするなど、エンドユーザーを隠蔽している。
- ④ 取引に異常に多量の貨物が含まれるなど、取引に矛盾がある。
- ⑤ 最終用途に関し、曖昧な情報や不完全な情報しか得られない。
- ⑥ 制裁対象貨物又は輸出規制の限度額内に収まるように、請求書の金額を小額に分割している。
- ⑦ 事業所の住所が住宅である、貨物が顧客の業種と一致しないなどの、疑わしい顧客情報がある。
- ⑧ 顧客がロシアと深い関係があるなど、疑わしいビジネス関係を有している。
- ⑨ 顧客が軍事転用リスクが高い貨物を扱っているなど、疑わしいビジネス慣行がある。
- ⑩ ロシア又はベラルーシの会社から他の国の会社に急に取引先が変更された。
- ⑪ 取引に関与していない第3国の会社から支払いがある（特に、ロシア、ベラルーシへの支払い）。
- ⑫ 顧客が、ロシア又は第三国の制裁対象者に品目を販売しないという証明書を拒否している。

ケース1：UAEを通じた自動車部品の輸出の例

日本又は第3国？

↓
多数の日本ブランド
の自動車部品

Moto Export DWC【UAE】

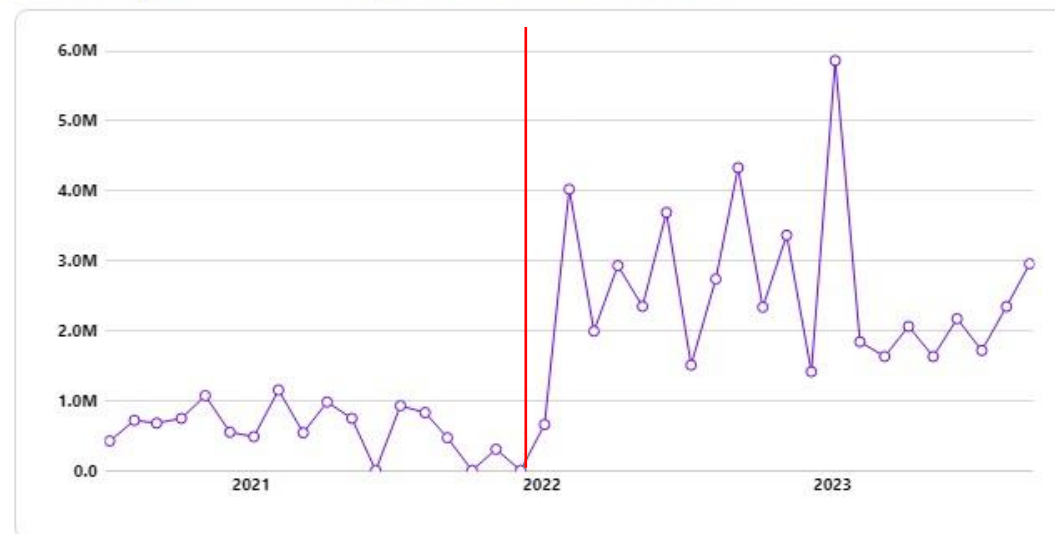
米国の制裁対象団体
主要な輸出先はロシア

※ DWC：Dubai World Central

↓
多数の日本ブランド
の自動車部品を輸出

特定の自動車部品の流通業者【ロシア】

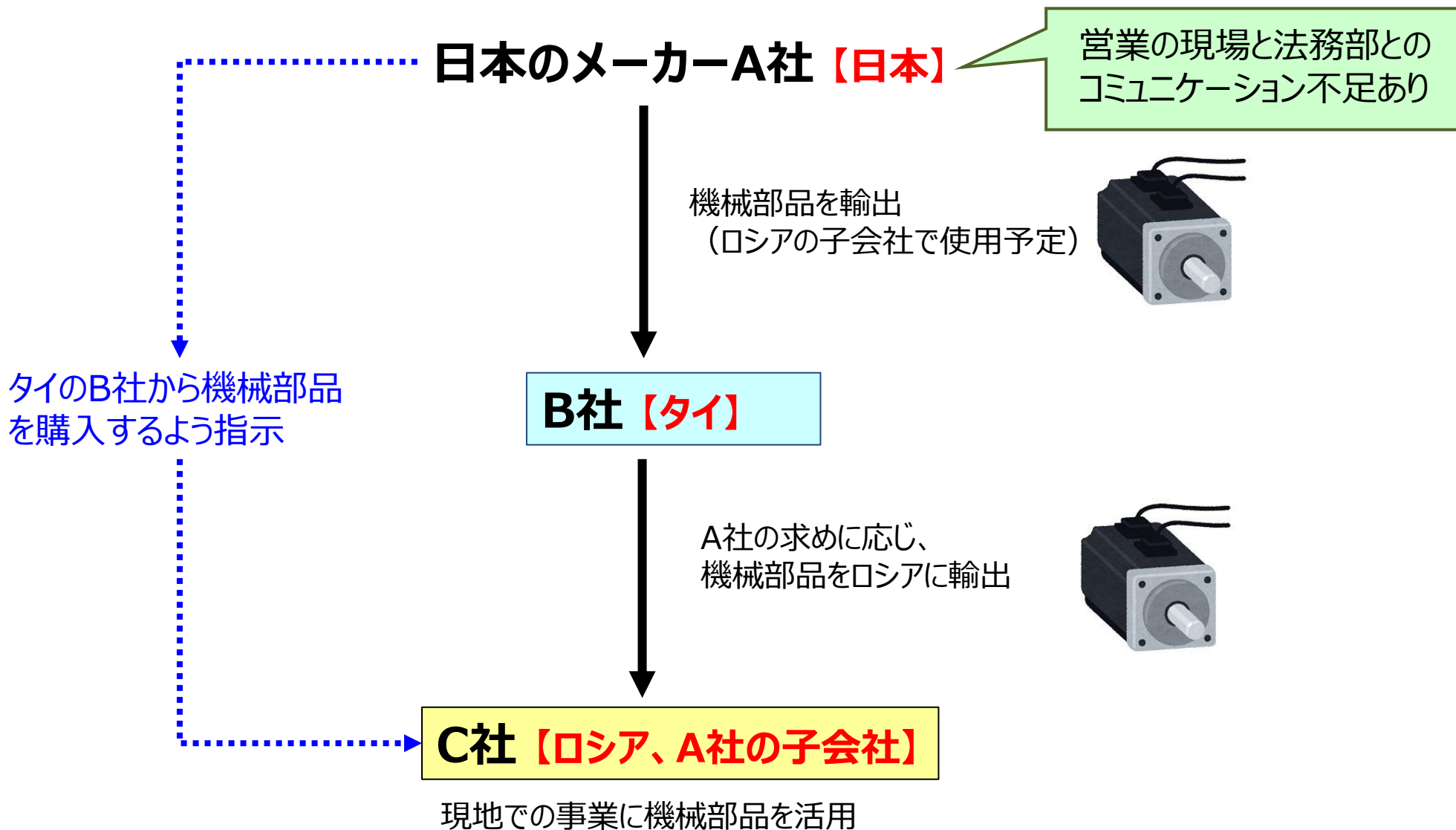
Moto Export Dwc Llc Shipments Trends (by Value USD)



(出典：Trademoのウェブサイトより)

日本ブランドの自動車部品がロシアで
軍事転用されているとの報道も

ケース2：ロシアの子会社に部品を迂回輸出した事例



目次

1. ロシア制裁の概要

2. ロシア制裁を巡るリスク

3. 迂回輸出に注意が必要

4. 輸出者の皆様に注意いただきたい点

輸出者の皆様にお伝えしたいこと

1. ロシアへの**再販売を知らず**に制裁対象品を第3国に輸出したら刑事罰の可能性も（過失でも行政制裁の可能性）
2. 取引の前に、制裁対象企業を**検索サイト**や**ガイドライン**を使ってチェックすることを海外子会社や代理店にも推奨
3. 欧米を含む政府機関、金融機関、取引先との関係で**事業に大きな影響が及ぶリスク**があることを認識



気になることがあれば、経産省に相談してください

経済産業省

貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

Mail : bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp

HP : 対ロシア等制裁関連ページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

最後までご覧いただきありがとうございます。

